

学校法人相模女子大学役員及び評議員の報酬等に関する規程

令和2年3月26日

制定

(目的)

第1条 この規程は、学校法人相模女子大学寄附行為第58条の規定に基づき、学校法人相模女子大学（以下「法人」という。）の役員及び評議員の報酬等について定める。

(定義等)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、法人において勤務することが常態である役員をいい、次号に該当する職員理事を除く。
- (3) 職員理事とは、法人の職員としての給与の支給を受ける理事をいう。職員が理事となつたときは、職員としての身分は継続し、理事在任期間は職員としての勤続年数に加える。
- (4) 非常勤の役員とは、前2号以外の役員をいう。
- (5) 職員評議員とは、法人の職員としての給与の支給を受ける評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、退任慰労金及びその他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、職員に適用される給与規程及び退職手当規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 常勤の役員に対しては、月額報酬及び退任慰労金を支給する。
- (2) 非常勤の役員に対しては、月額報酬を支給する。
- (3) 評議員（職員評議員を除く）に対しては、会議出席（書面または電磁的方法による出席を含む）の都度、日額報酬を支給する。

2 職員理事及び職員評議員に対しては、報酬等は支給しない。

(役員の報酬額)

第4条 常勤の役員に対する報酬額は年俸制とし、別表第1のとおりとする。

- 2 非常勤の役員に対する報酬額は年俸制とし、別表第2のとおりとする。
- 3 役員の報酬額は前2項に定める額の範囲内において理事会で決定する。
- 4 新たに役員に就任した者には、就任した日が属する月より報酬を支給する。
- 5 役員が退任し、または解任された場合は、その日の属する月までの報酬を支給する。
- 6 管理職手当を受けている職員理事が理事長に選任されたときは、別表第3に定める理

事長の基準額と、当該職員理事の基本給及び管理職手当の合計額との差額を役員報酬として支給する。

(評議員の報酬額)

第4条の2 評議員（職員評議員を除く）に対する報酬額は、別表第3のとおりとする。

(退任慰労金の支給)

第5条 常勤の役員が任期の満了または辞任により退任したときは、退任慰労金を支給することができる。ただし、学校法人相模女子大学寄附行為第10条第1項第1号及び第3号により解任されたときは、退任慰労金を支給しない。

2 役員が死亡により退任した場合の退任慰労金は、その法定相続人の代表者に支給するものとする。

3 退任慰労金の額は、第6条に定める算式により算定される額の範囲内において理事会で決定する。

(退任慰労金の算定方法)

第6条 常勤の役員に対する退任慰労金は次の方法により算定する。

2 在任期間は、常勤の役員として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1カ月未満の端数があるときは1カ月に切上げる。

3 退任慰労金は、別表第4に定める基準額に、別表第5の乗率を乗じた額とする。ただし、月単位の端数が生じた場合の乗率は、別表第6の計算式による。

(報酬等の支給方法)

第7条 役員及び評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

(1) 役員の報酬 第4条により決定した年俸額を12で除した額を、毎月20日に支払うものとする。ただし、当日が休日、または土曜日に当たるときは、その前日とする。

(2) 評議員の報酬 第4条ノ2により決定した報酬額を、会議出席（書面または電磁的方法による出席を含む）の都度、支払うものとする。

(3) 退任慰労金 退任後最初に開催される理事会後1カ月以内に支給する。

2 報酬等は、通貨で直接本人に支給する。ただし、本人の承諾あるときは、本人の指定する金融機関への振り込みをもってこれに代えることができる。

3 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金、積立金等を控除して支給する。

(通勤手当)

第8条 常勤の役員には、通勤手当を支給することができる。

2 通勤手当は、給与規程第30条（通勤手当）を適用する。

(費用)

第9条 役員には、別に定める「出張旅費規程」に基づいて、旅費を支給する。

2 役員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給するこ

とができる。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、私立学校法第63条の2第4号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、別に定める。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

(事務所管)

第13条 この規程に関する事務の所管は、学園事務部人事課とする。

附 則

- 1 この規程は令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和7年3月27日一部改正、令和7年4月1日から施行する。

別表第1（常勤の役員の報酬額）

役員等名	年俸額
理事長	14,200,000円以下
専務理事	13,700,000円以下
常務理事	13,300,000円以下
理事	13,000,000円以下
監事	13,000,000円以下

別表第2（非常勤の役員の報酬額）

役員等名	年俸額
理事	1,200,000円以下
監事	1,800,000円以下

別表第3（評議員の報酬額）

評議員区分	日額
評議員会の議長	16,000円
評議員会の副議長	13,000円
議長・副議長以外の評議員	10,000円

別表第4（退任慰労金の算定にかかる基準額）

役員等名	基準額
理事長	830,000 円
専務理事	800,000 円
常務理事	780,000 円
理事	760,000 円
監事	760,000 円

別表第5（退任慰労金の乗率）

在任年数	乗率	在任年数	乗率
1	0.8	11	12.2
2	1.6	12	13.4
3	2.4	13	14.6
4	3.2	14	15.8
5	5.0	15	18.0
6	6.0	16	19.4
7	7.0	17	20.8
8	8.0	18	22.2
9	9.0	19	23.6
10	11.0	20	26.0

別表第6（月単位の端数が生じた場合の乗率）

$$\text{乗率} = \frac{\text{当該月数を切捨てた}}{\text{在任年数の乗率}} + \left[\frac{\text{当該月数を切上げた}}{\text{在任年数の乗率}} - \frac{\text{当該月数を切捨てた}}{\text{在任年数の乗率}} \right] \times \frac{\text{当該月数}/12}{\text{在任年数の乗率}}$$

以上